

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

仙北市

2 構造改革特別区域の名称

仙北市おぼこの里どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

仙北市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置及び地勢

仙北市は、秋田県の東部中央に位置し、北を鹿角市と北秋田市、南を大仙市、西を秋田市、東を岩手県と接している。

市のほぼ中央に水深日本一の田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けている。総面積は、1,093.64km²で秋田県の9.4%を占めている。市の約8割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は仙北平野の水源となっている。

(2) 気 候

気象条件は、奥羽山脈と出羽山地に囲まれた内陸性の気候を有し、年平均気温は9℃前後と冷涼で、年間降水量は2,000mm前後、平均積雪期間は110日を超え、積雪1～2mと厳しい自然環境にある。また、本市は南北に長く広がる形のため、地域の南北間では気温、降水量の差が大きい。

(3) 人 口

総人口は、昭和55年の39,098人（合併3町村の合計）から、平成19年11月現在、31,659人に減少しており、秋田県全体の2.8%を占めている。

最近5年間の人口動態をみると、社会動態（転入・転出）、自然動態（出生・死亡）ともに減少の一途をたどっており、少子化の進行に加えて、転出超過が人口の減少に拍車をかけている様子がうかがえる。

人口構成の推移をみると、年少人口比率（15歳未満）と生産年齢人口比率（15～64歳）は低下、老年人口比率（65歳以上）は上昇する傾向を示しており、秋田県全体の比率との比較をみると、年少人口及び生産年齢人口比率は若干低く、老年人口比率は高くなっていることから、県平均よりも早いスピードで少子・高齢化が進行している。

(4) 産 業

①就業構造

本市の就業者総数は、20年前に比べると増減率で△18.9%、3,700人余り減少しており、要因としては人口の減少や高齢化などが考えられる。

就業者数の推移を産業別にみると、第1次産業が大幅に減少し第3次産業がやや増加している。業種別では、林業と農業の減少、サービス業の増加が目立っている。

②産 業

県内有数の米作地帯である仙北地域では、平成10年に20の農業協同組合の広域合併によって、コメ販売取扱量日本一の「秋田おぼこ農業協同組合」が発足した。

仙北市では、現在「秋田おぼこ米」や「秋田まごころほうれんそう」、「アスパラガス」など市場性の高い作物の生産に取り組んでおり、平成18年度の農業算出額は約70億円で、県全体の3.8%を占めている。

商工業については、人口減少や地域経済の低迷などを背景に消費の冷え込みが続き、厳しい経営環境となっている。製造品出荷額等（平成18年）は約187億円で県全体の1.3%、年間商品販売額（平成16年）は約328億円で、県全体の2.8%を占めている。

また、本市は山、湖、温泉、武家屋敷、桜並木など見所に富んだ観光地であるが、バブル崩壊や団体旅行の減少等により、平成2年をピークに観光客の減少が続いていた。平成9年の秋田新幹線開業を機に、観光客数は増加に転じ、近年本市を訪れる観光客は6百万人を越えている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 都市農村交流の推進

平成17年9月に旧田沢湖町、旧角館町、旧西木村が合併し誕生した仙北市は、旧町村が持つ地域特性を受け継いだことにより、山、湖、温泉、歴史街区などバラエティに富み質の高い観光資源が凝縮された県内でも屈指の観光地となっている。

また、農林業を基幹産業とする本市にあっては、保存食品や小正月行事といった農山村の伝統的な生活文化が今日まで受け継がれており、茅葺き農家や屋敷林に囲まれた散居集落などの美しい農山村景観も良好に保たれている。

こうした地域資源を活かし、NPOや企業、農家グループなどの民間団体が30年にわたって首都圏や北海道、宮城県などから修学旅行の受入を続けており、農作業等の体験を通じて農家との交流や農山村の暮らしにふれた児童生徒は、平成18年度には約5,700人にのぼっている。

しかしながら、本市を訪れる観光客に占める滞在者の割合は年々減少傾向にあるほか、スキー客の減少により冬季の訪問者数も大きく落ち込んでいる。

また、今後の都市農村交流についても、これまでの若年層を対象とした学習旅行型に加えて、グリーンツーリズムや田舎暮らし・Uターン等に高い関心を示している団塊の世代などの熟年層へのアピールが大きな課題となっている。

本市における濁酒の製造と提供は、滞在客を引きつけ冬季観光の目玉となる新たな魅力の創出として期待されるほか、本市が誇る豊かな農山村の食文化と濁酒との組み合わせは、懐かしいふるさとの味として、熟年層を中心とする交流人口の拡大に大きく資するものと期待される。

(2) 農山村の再生と交流・定住の促進

国内でも有数の米どころである仙北平野の最北部に位置する本市は、豊富な水資源と肥沃な土壌により稲作の一大産地となっているが、平成18年度の農業算出額に占める米の割合は約6割と、稲作に偏った農業構造となっている。

このため、近年の米離れや米価の下落、農業従事者の高齢化などによって、農家戸数の

減少や遊休農地の拡大に歯止めが掛からない状況にあり、農山村の活性化は本市にとって喫緊の課題となっている。

一方で、輸入農産物の増加や食品表示等の問題を背景とした食の安全・安心に対する関心が高まり、スローフード運動などに代表される伝統的な食生活・食文化の見直しが叫ばれ、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」や農山村の伝統的な食文化に対する関心は、今後いっそうの拡大が見込まれている。

本市では地域の特色を活かして、直売施設や農家レストランの拡充による地産地消の推進、都市と農村の交流の促進、農林水産業と他産業との連携による農林水産物の高付加価値化などを進めている。

こうしたことから、本市の主要農産物である米を主原料とする濁酒の製造と提供は、地場農産物の高付加価値化と米文化の復権につながるとともに、農山村の魅力アップによる交流と定住の促進にとって絶好の起爆剤となり、農山村の活性化と低迷する地域経済に大きな波及効果をもたらすものと期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

農業を基幹産業とする本市では、今も色濃く残る農山村の生活文化を背景に、地元で収穫された米を使った濁酒と豊かな食材・伝統料理との組み合わせによる「農家のもてなし」が、地域の新たな魅力として、都市農村交流や定住を促進するものと期待されている。

このほか、米どころ・伝統的農山村としてのイメージアップと知名度の向上、農家起業の後押し、濁酒をテーマとした名物料理や特産品開発等による地産地消の拡大、さらには、スキー客減少に悩む冬季観光の目玉になるものと期待されている。

本市では、交流人口1千万人を目標とする「テンミリオン計画プロジェクト」を市の主要施策と位置づけ、誘客体制の整備や観光資源の掘り起こし、交流拡大のためのインフラ整備等に努めている。

この中で、濁酒特区の展開による地域イメージの向上やPR効果、アグリビジネスの拡大などを「プロジェクト」におけるソフト事業の重要な柱ととらえ、濁酒製造に取り組む意欲のある農業者への支援や参入者の拡大のほか、イベント等を通じた積極的な情報発信など関連施策の充実を進めることにより、交流人口1千万人の実現を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 都市農村交流人口の拡大

濁酒の提供により、農家民宿・農家レストランの魅力アップにつながるとともに、他の観光施設への波及効果や冬季観光の新たな魅力となることも期待される。

これにより、都市農村交流の活発化による交流人口の拡大により、観光産業はもとより農家所得の向上につながり、地域経済の底上げが図られる。

(単位：千人)

項 目	18年実績	22年目標	27年目標
観光客数	6,232	7,200	10,000
観光宿泊客数	756	1,000	1,340

(2) アグリビジネスの活発化

仙北産米を使った濁酒の製造は、地元農産物の高付加価値化であり、濁酒の二次利用による新製品(漬け物、菓子、化粧品等)開発や、農家民宿・農家レストランの新たな事業の増加など、アグリビジネスの活発化が図られる。

(単位：件)

項目	20年度目標	24年度目標
農家民宿での濁酒製造件数	1	2
農家レストランでの濁酒製造件数	0	1

(3) 「地産地消のまち」としての地域イメージの確立

地域で収穫された米を栽培農家自らにより製造される濁酒に加工することで、仙北市が持つ米どころ、地産地消先進地、伝統的食文化継承地としてのイメージが高まり、地産地消の拡大や地域文化の再評価につなげ、ふるさとに対する誇りと自信を取り戻す。

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地産地消と都市農村交流の推進

平成19年現在、仙北市内で農家グループ等が運営する農産物直売所は14カ所に上るが、いずれも後継者不足や会員の高齢化、売り上げの伸び悩みといった課題を抱えている。

こうした課題の解決に向け、直売所間の連携と情報共有を図る連絡組織を構築するとともに、市内の認定農業者も含めた地場農産物の情報提供とネット取引を可能とするデータベースの整備、各種イベント等を実施する。

また、市内の農家民宿等24軒、農家レストラン4軒のネットワーク化や体験メニュー拡大のための人材育成等を通じて、交流人口の拡大を図る。

(2) 濁酒の里としてのイメージ戦略

濁酒製造に取り組む農家民宿・農家レストラン等の支援と軒数拡大のため、市内外への積極的なPRやイベント等の実施を行う。

さらに、濁酒を利用した特産品や名物料理の開発など市をあげた取組みを進め、「濁酒の里」として仙北市の売り込みを図る。

(3) 交流人口の拡大に向けたインフラ等の整備

交流人口1千万人を目標に、観光誘客体制の整備や観光資源の掘り起こしに努めるとともに、観光拠点を結ぶ道路網の整備や二次アクセス等公共交通の利便性の充実を図る。

また、市内外の関係機関との連携を図り、グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進に取り組むとともに、環境保護や景観の保全に努め、本市の恵まれた自然環境や観光資源を最大限に活かし、交流人口の拡大を目指す。

* 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

仙北市の全域

(3) 事業の実施時期

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家民宿・農家レストランを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、その癒し効果や伝統文化回帰の観点から近年注目を集めているグリーンツーリズム推進の一環として、農家民宿や農家レストランにおいて濁酒の提供が可能となり、地場農産物を活かしたスローフードとして訪問者に地域の新たな魅力をアピールすることができる。

さらに、都市との交流の活発化による交流人口の拡大や、農家の起業に新たな選択肢を加えることなどにより、農家所得の向上や地域の良さの再認識に結びつくものと期待されている。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

市では、特区認定に伴い「特区内であれば誰でも濁酒が製造できる」といった誤認を防止するため、制度内容の広報を積極的に行うとともに、濁酒の製造免許を受けた特定農業者が、その他酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行うこととする。